

千葉県産業支援技術研究所における研究活動の不正行為の防止及び 研究費の不正使用防止に関する規程

(目的)

第1条

この規程は、千葉県産業支援技術研究所研究者行動規範の自律的実現を目指し、千葉県産業支援技術研究所（以下「産技研」という。）における、研究活動の不正行為の防止及び研究費の不正使用防止について並びに研究活動の不正行為及び研究費の不正使用が発生した場合の措置等について規定するものである。

(定義)

第2条

この規程において、研究活動の不正行為とは、発表された研究成果の中に示されたデータや調査結果等のねつ造、改ざん、盗用及び産技研の研究者として千葉県産業支援技術研究所研究者行動規範に著しく反する行為のことをいう。ただし、故意によるものではないことが根拠をもって明らかにされたものは、不正行為には当たらない。

(1) ねつ造：存在しないデータ、研究結果等を作成すること。

(2) 改ざん：研究資料・機器・過程を変更する操作を行い、データ、研究活動によって得られた結果等を真正でないものに加工すること。

(3) 盗用：他の研究者のアイデア、分析・解析方法、データ、研究結果、論文、または用語を当該研究者の了解、または適切な表示なく流用すること。

2 この規程において、研究費の不正使用とは、産技研、または研究費を配分する機関が定める規則等に違反して研究費を不正に使用、または受給する行為等のことをいう。なお、研究費とは、公的研究費、企業等からの研究助成金、研究寄付金、共同研究等に用いる全ての費用を指すものとする。

(責任体系の明確化)

第3条

産技研における、研究活動の不正行為防止及び研究費の不正使用防止に向けて、不正発生の要因を把握し、全所的視点から不正防止計画を推進することで、適正かつ公正に研究活動が推進され、また、研究費が使用されることを目的として、責任の範囲と権限を定める。

2 所長は、最高管理責任者として、産技研を統括し、競争的資金等の運営・管理について最終責任を負う。最高管理責任者は、不正防止対策の基本方針を策定・周知するとともに、それらを実施するために必要な措置を講じる。また、統括管理責任者及びコンプライアンス推進責任者が責任を持って競争的資金の運営・管理が行えるよう、適切にリーダーシップを発揮しなければならない。

3 次長のうち、サービスを所掌するもの（以下、「事務次長」という。）は、統括管理責任者として、最高管理責任者を補佐し、競争的資金等の運営・管理について全体を統括する実質的な責任と権限を持つ。統括管理責任者は、不正防止対策の組織横断的な体制を統括する責任者であり、基本方針に基づき、機関全体の具体的な対策を実施し、実施状況を確認するとともに、実施状況を最高管理責任者に報告する。

4 次長のうち前項に規定する以外の者（以下、「技術次長」という。）は、研究倫理教育責任者を務める。研究倫理教育責任者は、研究活動に関わる者を対象に定期的に研究倫理教育を

実施することにより、研究者等に研究倫理に関する知識を定着、更新させるものとする。また、競争的資金等により行われる研究活動に参画する全ての研究者に研究倫理教育に関するプログラムを履修させ、研究倫理教育の受講を確実に実施する。

5 企画連携室長、食品技術室長、化学技術室長、生産技術室長、材料技術室長は、コンプライアンス推進責任者として研究室における競争的資金等の運営・管理を統括する実質的な責任と権限を持つ。コンプライアンス推進責任者は、統括管理責任者の指示の下、次に掲げる事項を実施する。

① 自己の管理監督、または指導する研究室における対策を実施し、実施状況を確認するとともに、実施状況を統括管理責任者に報告する。

② 不正防止を図るため、研究室の競争的資金等の運営・管理に関わる全ての構成員に対し、コンプライアンス教育を実施し、受講状況を管理監督する。また、競争的資金等の申請にあたっては、関係者全員に行動規範などの規則等を遵守し不正を行わないこと等を書面にした誓約書を提出させるものとする。

③ 自己の管理監督、または指導する研究室において、構成員が、適切に競争的資金等の管理・執行を行っているか等をモニタリングし、必要に応じて改善を指導する。

また、日頃から室員に対し、研究活動に関して守るべき作法についての知識や技術についての教育を行い、企画連携室と協力して不正防止計画を着実に実施し、産技研における研究活動の不正行為の防止、ならびに研究費の適正な運営・管理に努めるものとする。

6 企画連携室は、不正防止計画の推進部署として、ガイドラインや方針等の周知徹底を図る。

(申立て等の受付窓口)

第4条

研究活動の不正行為及び研究費の不正使用に関する申立てを受け付ける窓口は、企画連携室とする。

(申立て等の取扱い)

第5条

申立て等は、書面、電話、FAX、電子メール、面談などで、顕名で行われることとし、次の各号に掲げる事項を明示しなければならない。

(1) 研究活動の不正行為及び研究費の不正使用を行ったとする研究者(職員)等の氏名

(2) 研究活動の不正行為及び研究費の不正使用の態様、内容等

(3) 研究活動の不正行為については、科学的合理的理由

告発を受け付ける場合、個室で面談したり、電話や電子メールなどを窓口の担当職員以外は見聞できないようにしたりするなど、告発内容や告発者の秘密を守るため適切な方法を講じなければならない。

2 前項の定めにとらわず、申立て等が匿名であった場合も顕名の事案に準じて取り扱う場合がある。

3 企画連携室長は、申立て等を受付けた場合は、所長に当該事案を速やかに報告するものとする。

4 報道や学会等の研究者コミュニティ経由で、研究活動の不正行為及び研究費の不正使用の疑念が発生した場合は、申立てがあった場合に準じて対応する。

(申立者・被申立者の取扱い)

第6条

申立て等の受付けに当たっては、申立者や申立て内容を保護するため、その秘密を保持しなければならない。

- 2 申立者・被申立者は、単に申立てをしたことや、申立てをされたことのみを理由に、処分や研究活動の制限のほか、何ら不利益を受けないこととする。

(予備調査の開始)

第7条

第5条第3項による申立て等を受付けた企画連携室長は、告発された行為が行われた可能性、告発内容の合理性等について予備調査を開始する。

- 2 予備調査の事務局は、企画連携室が担当する。

(予備調査結果の報告)

第8条

企画連携室長は、申立て等の受付け後、原則として30日以内に予備調査結果の概要について所長に報告を行う。

(本調査実施の決定)

第9条

所長は、前条により報告を受けた場合は、速やかに本調査実施の要否を決定し、その結果を研究費の資金配分機関にも報告しなければならない。

- 2 所長は、本調査を実施することを決定した場合、原則として30日以内に調査委員会を設置し、本調査を開始しなければならない。また、調査を実施する旨を申立者、被申立者とその所属機関及び資金配分機関が関係する場合は、その研究費の資金配分機関に通知を行うものとする。
- 3 所長は、本調査を実施しないことを決定した場合には、その理由を付して申立者に通知を行うものとする。この場合、予備調査の資料等を適切に保存するものとする。

(調査委員会)

第10条

前条第2項による調査委員会は、次に掲げる委員で組織する。

- (1) 事務次長
- (2) 技術次長
- (3) 企画連携室長
- (4) 所長が指名するもの(弁護士、公認会計士等)
- (5) その他、所長が必要と認める者(学識経験者等)

この調査委員会は、調査委員の半数以上が外部有識者で構成され、全ての調査委員は、告発者及び被告発者と直接の利害関係を有しない者でなければならない。

- 2 調査委員会の委員長は、事務次長をもって充てる。また、事務局は、企画連携室が担当する。
- 3 調査委員会を設置したときは、調査委員の氏名や所属を告発者及び被告発者に示すものとする。これに対し、告発者及び被告発者は、通知から2週間以内に異議申立てをすることができる。

異議申立てがあった場合、調査委員会は内容を審査し、その内容が妥当であると判断したときは、当該異議申立てに係る調査委員を交代させるとともに、その旨を告発者及び被告発者に

通知する。

(調査方法・権限)

第11条

調査委員会による本調査は、研究活動の不正行為に関しては、指摘された当該研究に係る論文や実験・観察ノート、生データ等の各種資料の精査や、関係者のヒヤリング、再実験の要請等により行われる。また、研究費の不正使用に関しては、研究計画書、見積書・納品書・請求書、購入物品等の精査や、関係者のヒヤリング等により行われる。

2 本調査においては、被申立者に対して口頭、もしくは文書による弁明の機会が与えられるものとする。

(証拠の保全措置)

第12条

所長は、調査委員会の要請を受けて、本調査にあたり申立て等に係る研究等に関して、証拠となる資料等を保全することを目的に、関連する研究室等の一時閉鎖等を行うことができる。

(説明責任及び資料保管責任)

第13条

調査において被申立者が申立て内容を否認する場合には、自己の責任において、研究活動の不正行為に関する申立てに対しては、研究が科学的に適正な方法と手続きに則って行われたこと、論文等もそれに基づいて適切な表現で書かれたものであること等を科学的根拠を示して説明しなければならない。また、研究費の不正使用に関する申立てに対しては、研究費が適正に使用されたことについて、具体的な根拠等を示して説明しなければならない。

2 被申立者が研究活動の不正行為を否認する説明において、研究活動の生データや実験・観察ノート、実験試料・試薬等、存在すべき基本的な要素の不足により根拠を示せない場合は、不正行為とみなす。(合理的な保存期間を超えるときを除く)。また、研究費の不正使用を否認する説明において、研究計画書、見積書・納品書・請求書、購入物品等、存在すべき基本的な要素の不足により根拠を示せない場合は、不正使用とみなす。(合理的な保存期間を超えるときを除く。)説明責任の程度や基本的な要素については、研究分野の特性に応じ、調査委員会の判断に委ねられる。

3 産技研において、研究論文に係る生データや実験・観察ノート、実験試料・試薬等の各種資料は、論文刊行後5年間、適正に保管・保存するものとする。なお、実験試料・試薬等の保存ができない場合は、状況を証明できる写真等を添付した書類の保存をもって代えることができる。

4 産技研において、研究費の適正な執行を担保するため、当該研究に係る研究計画書、研究実績報告書、見積書・納品書・請求書等の関係資料は、研究実績報告書作成後5年間、適正に保管・保存するものとする。研究費の資金配分機関の定めにより、5年以上の保存期間が定められている場合は、その定めに従うものとする。

(調査の中間報告)

第14条

調査委員会は、申立て等に係る研究に対する資金を配分した機関からの要請があれば、調査の終了前であっても、調査の中間報告を当該資金配分機関に行うものとする。

2 調査委員会は、調査を開始した日から原則として150日を経過する日までに調査を終了させる。

(守秘義務)

第15条

予備調査及び本調査の調査委員会の構成員、その他この規程に基づき不正行為の調査等に携わった者は、その職務に関して知り得た情報等を漏らしてはならない。

(認定)

第16条

調査委員会は、本調査の結果に基づき、特定不正行為が行われたか否か、特定不正行為と認定された場合はその内容、特定不正行為に関与した者とその関与の度合い、特定不正行為と認定された研究活動に係る論文等の各著者の当該論文等及び当該研究活動における役割及び研究費の不正使用の有無、程度等について認定を行う。被申立者が自己の説明によって、不正行為・不正使用であるとの疑いを翻すことができない場合は、不正行為・不正使用と認定される。また、第13条第2項に係る理由で、不正行為・不正使用であるとの疑いを翻すことができない場合についても同様とする。

2 調査委員会は、不正行為・不正使用が行われた場合は、次の各号の内容を含む調査結果を取りまとめるものとする。

(1) 不正行為及び不正使用の内容

(2) 不正行為及び不正使用に関与した者とその関与の度合

(3) 研究活動の不正行為の場合は、不正行為と認定された研究に係る論文等及び当該研究における役割

3 不正行為及び不正使用が行われなかったと認定された場合でも、その程度と状況に応じて調査委員会が必要と認めた場合は、被申立者に対して警告を行うことができる。

4 不正行為及び不正使用が行われなかったと認定された場合で、調査を通じて、申立てが悪意に基づくものであることが判明したときは、調査委員会は、併せて、その旨の認定を行うものとする。この場合、申立者が弁明の機会を求めたときは、これに応じるものとする。

5 調査委員会は、調査結果を認定後、その結果を所長に報告する。

(通知)

第17条

所長は、前条第2項の調査結果を申立者、被申立者に文書で通知する。また、告発等の受付から180日以内に、調査結果、不正発生要因、不正に関与した者が関わる他の競争的資金等における管理・監査体制の状況、再発防止計画等を含む最終報告書を研究費の資金配分機関に提出する。

2 前条第4項により、悪意に基づく申立てとの認定があった場合、報告を受けた所長は、申立者の所属機関にもその旨を通知する。

(不服申立て)

第18条

研究活動の不正行為、研究費の不正使用が認定された被申立者及び悪意に基づく申立てとの認定をされた申立者は、前条に規定する通知があった日の翌日から起算して30日以内に所長に対して不服申立てをすることができる。

2 不服申立てを受けた所長は、調査委員会にその旨、通知する。

(不服申立ての審査)

第19条

不服申立ての審査は、調査委員会が行うものとする。

- 2 調査委員会は、不服申立てがあった場合は、委員に所長が指名する当該問題に関する専門知識を有する者を加え、趣旨、理由等を勘案し、再調査の要否を決定する。再調査を行う場合、所長は、30日以内に調査委員会に再調査の開始を指示し、その調査結果を50日以内に被申立者、あるいは申立者、申立者が所属する機関等に通知する。

(調査結果の公表)

第20条

所長は、調査委員会の報告に基づき、研究活動の不正行為及び研究費の不正使用が行われたと認定した場合は、速やかに不正行為に関与した者の氏名・所属、不正行為の内容、不正行為が行われた競争的資金名及び当該研究費の金額、調査機関が公表時までに行った措置の内容に加え、調査委員の氏名・所属、調査の方法・手順等の調査結果を公表するものとする。

(措置)

第21条

所長は、調査委員会の報告に基づき研究活動の不正行為及び研究費の不正使用があったと認めるときは、その重大性の程度に応じて、次の各号に掲げる措置をとるとともに、再発防止のために必要な措置を講ずるものとする。

- (1) 研究活動の不正行為及び研究費の不正使用が認定された被申立者に対する研究費の使用停止及び返還の命令
 - (2) 研究活動の不正行為及び研究費の不正使用が認定された被申立者に対する関連論文の取り下げ等の勧告
 - (3) その他、研究活動の不正行為及び研究費の不正使用が認定された被申立者の研究不正行為の排除、並びに産技研の信頼性回復のために必要な措置
- 2 研究活動の不正行為及び研究費の不正使用が認定された被申立者、並びに同は、第17条第1項により「地方公務員法」、「職員の懲戒手続き及び効果に関する条例」等によって調査結果を検討の上、懲戒処分を行う。また、私的流用など行為の悪質性が高い場合には、必要に応じて刑事告発や民事訴訟などの措置を行う。

(補則)

第22条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則 この規程は、平成27年4月1日より施行する。

附 則 この規程は、令和2年1月28日より施行する。

附 則 この規程は、令和6年4月1日より施行する。